防災業務計画書

羽衣・伊勢佐木地下駐車場

令和８年６月

ＴＦＩ株式会社

目　　次

第１章　防災業務計画書の位置付け 4
1. 計画書の目的 4
2. 計画書の構成 4
3. 国土交通省等との連携 4
4. 計画書の変更 4
5. 対象施設 4
第２章　防災に関する組織 4
1. 災害対策本部の設置・構成および任務・解散 4
第３章　災害対策本部の設置基準 5
1. 災害対策本部の設置基準 5
第４章　災害対策本部の解散の基準 5
1. 災害対策本部の解散 5
第５章　閉鎖基準 5
1. 閉鎖基準 5
第６章　災害対策の実施 6
1. 営業時間内の事前対策 6
2. 営業時間内の事後対応 7
第７章　防災訓練 9
1. 訓練の実施 9
2. 訓練項目 9
第８章　防災に関する教育及び広報 9
1. 駐車場スタッフに対する教育 9
2. 広報 10
第９章　その他 10

＜添付資料＞

（別表１）災害対策本部の構成及び任務
（別表２）緊急連絡体制表

（別添①）避難経路図
（別添②）帰宅困難者心得 10 か条
（別添③）横浜市中区ハザードマップ
（別添④）災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法

第１章　防災業務計画書の位置付け

1. 計画書の目的

この計画は、ＴＦＩ株式会社（以下「ＴＦＩ」という。）が管理・運営する駐車場について、防災に関し執るべき措置等を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 計画書の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成とし、地震・風水害・火災等の災害に対する、予防、応急対策のそれぞれの段階における対応を具体的に定める。

3. 国土交通省等との連携

ＴＦＩ及び駐車場スタッフ（人材派遣会社等から派遣されている人を含む。以下同じ）は、国土交通省と連携して当該駐車場の防災対策・対応を実施するものとする。

4. 計画書の変更

この計画は、必要に応じ変更を行うものとし、変更しようとする場合は、遅滞なく国と協議し承諾を得るものとする。

5. 対象施設

この計画の対象とする駐車場は、以下のとおりとする。

駐車場名	所在地	形式	収容台数
羽衣・伊勢佐木地下駐車場	神奈川県横浜市中区羽衣町 3 丁目 66 番 1	機械式地下駐車場	207 台

第２章　防災に関する組織

1. 災害対策本部の設置・構成および任務・解散

1）災害対策本部の「設置」

横浜国道事務所長は、災害対策本部長として、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災対策を推進するため必要があるときは、第 3 章第 1 項に定める設置基準に基づき横浜国道事務所に災害対策本部を設置するとともに、ＴＦＩのサテライト支部（東京都千代田区有楽町 2-7-1）と常時接続体制を構築する。

2）災害対策本部の「構成および任務」

災害対策本部の構成及び任務は、別表１のとおりとする。

3）災害対策本部の「解散」

横浜国道事務所長（災害対策本部長）は、第 4 章 1 項に定める解散基準に至った時は、災害対策本部を解散する。

第３章　災害対策本部の設置基準

1. 災害対策本部の設置基準

ＴＦＩが管理・運営する駐車場又はその存する地域が下記の状況に至ったとき。

1）台風、大雨、洪水等による災害の発生が予想されるとき

・レベル３相当（大雨警報）の防災気象情報が発表されたとき

・時間雨量 50㎜/h 以上の降雨（横浜）が予想されるとき

2）台風、大雨、洪水等により被害が発生したとき

3）火災・爆発等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき

4）地震により、相当の被害が発生したとき

5）その他必要と認められたとき

第４章　災害対策本部の解散の基準

1. 災害対策本部の解散

ＴＦＩが管理・運営する駐車場、又はその存する地域が下記の状態に至ったとき。

1）台風、大雨、洪水等による被害のおそれが無くなったとき

2）火災、爆発等による被害のおそれが無くなったとき

3）地震に関する情報発信が治まり、構造の安全性を確認したとき

4）災害が発生した後、必要な対応により災害対策本部設置の必要が無くなったとき

5）その他本部長の判断のあったとき

第５章　閉鎖基準

1. 閉鎖基準

ＴＦＩが管理・運営する駐車場、又はその存する地域が下記の状態に至ったとき閉鎖するものとする。

1）内水による浸水の発生が予想されるとき

・レベル４相当（大雨危険警報）の防災気象情報が発表されたとき

・時間雨量 50㎜ 以上の降雨（横浜）が、予想される１時間前、もしくは観測されたとき

・駐車場への浸水が確認された場合

2）洪水による浸水の発生が予想されるとき

・レベル４相当（氾濫危険警報）の防災気象情報が発表されたとき

3）その他必要と認められたとき

第６章　災害対策の実施

1. 営業時間内の事前対策

1）南海トラフ臨時情報が発表された場合

(1) 災害対策本部の対応

①現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

①場内放送等により、発表情報の内容を駐車場内に周知するとともに、滞在者に知らせ、むやみに場外へ出ないよう指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。

②状況を鑑み避難場所への誘導を実施。

③周辺道路が使用不能な場合は、入庫口及び出庫口を閉じ駐車場を閉鎖する。

④緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。(別表 2)

⑤災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。

2）大雨、洪水による警報等が発表され、災害の発生が予想された場合

災害対策本部および現地駐車場における体制および対応は、別表 1 のとおりとする。

(1) 災害対策本部の対応

①現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

②必要に応じて、第 3 章第 1 項に定める設置基準に基づき災害対策本部を設置する。

③災害対策本部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、閉鎖基準に従い、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

①風水害情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。

②場内放送等により、情報の内容を駐車場内に周知するとともに退去をうながし、必要に応じて避難誘導を行う。なお、閉鎖判断がなされた場合には、予告的な周知はせず、入口表示、館内放送、デジタルサイネージ等を通じて、「すでに閉鎖している」ことを明確に示す。

③防水扉（防水板)、排水ポンプ、非常用の発電機等の作動を確認する。

④入庫口を閉鎖する。出庫口は状況の許す限り開けておき、可能な限り出庫させる。

⑤出水の状況に応じて、出庫口の防水扉（防水板）を閉じる。その際、誤進入防止の措置を施す。

⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。

⑦必要に応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。

⑧巡回の上、必要に応じて人や車両の誘導を行う。

⑨出水の状況により、災害対策本部に更なる応援要請を行う。

3)雪害・路面凍結による被害が懸念される場合

(1) 災害対策本部の対応

①現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。。

①情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。

②大雪警報等の情報を適切な方法で駐車場利用者に周知する。

③大雪の場合は、駐車場の車両及び歩行者出入口部の周辺を除雪する。

④路面凍結が懸念される場合は、車両及び歩行者出入口部の周辺に必要に応じて、滑り止め用砂を散布する。

⑤緊急連絡体制表に従い、必要に応じて連絡を実施する。

⑥必要に応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。

⑦巡回の上、必要に応じて人や車両の誘導を行う。

2.営業時間内の事後対応

1) 風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等)、雪害・凍結等の災害が発生せず、これらの警報等が解除される等、被害のおそれが無くなった場合

(1) 災害対策本部の対応

①設置した災害対策本部を解散する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、次の措置を講じる。

①緊急連絡体制表に従い、状況を報告する。

②閉じた防水扉（防水板）を開ける。

③入、出庫口を開ける。

④通常の営業を行う。

2) 地震が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

②被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。

①場内放送等により、情報を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないよう指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ

避難場所への誘導を実施する。

②入庫口をただちに閉鎖するとともに可能な限り駐車車両を出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。

③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。

④震度 4 以上の場合は、駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。

⑤災害対策本部に被害の状況を報告する。

⑥災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。

⑦被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、営業を再開する。

⑧応急的な復旧が完了し安全が確認されるまで、駐車場を閉鎖する。

3）風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等）、雪害・凍結等が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

②被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。

①場内放送等により、情報を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないよう指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。

②駐車車両を可能な限り出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。

③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。

④駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。

⑤災害対策本部に被害の程度に応じて状況を報告する。

⑥災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。

⑦被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、防水扉（防水板）を開けた上で営業を再開する。

4)火災が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

②被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

①情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。

②場内放送等により、情報の内容を駐車場内に周知する。
③防火区画への侵入防止、避難誘導及び初期消火を速やかに行う。
④駐車場内の状況を把握し、消防等の関係機関に連絡する。
⑤必要な内容を臨場した消防、警察官等へ引継ぐ。
⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。

第７章　防災訓練

災害対策の充実強化を図るため、防災訓練を実施する。

1. 訓練の実施

訓練は毎年、関東地方整備局横浜国道事務所・ＴＦＩ・現地スタッフ及び関係機関と連携して行うものとする。

2. 訓練項目

駐車場スタッフの勤務数に応じ、下記項目より、訓練項目を適宜設定して行うものとする。

1）避難訓練（場内放送により、駐車場利用者に訓練内容を伝達するとともに、可能な場合は、駐車場スタッフにより、避難誘導を行う。）

2）情報伝達訓練

関東地方整備局横浜国道事務所、ＴＦＩ、タイムズ２４、タイムズサービス、日本管財、駐車場スタッフ、警備会社等に対し、想定している訓練の内容及び訓練の結果等の必要な情報を伝達する訓練。

3）止水板設置訓練

関東地方整備局横浜国道事務所・ＴＦＩ・現地スタッフ等により止水板の稼働確認や手動設置を行う。また、設置できなかった場合や設備不作動の場合には、速やかに代替手段を講じることとする。

4）その他、防災上必要と思われる事項

第８章　防災に関する教育及び広報

1. 駐車場スタッフに対する教育

ＴＦＩは、駐車場スタッフに対する教育については、想定される災害の種類により対応が異なることを考慮し、以下の事項について、講演会、研修への参加及びパンフレット等により行う。

1）防災気象情報の内容及びこれに基づいてとられる措置の内容
2）予想される地震・津波による被害に関する知識
3）風水害の予想に関する知識
4）駐車場スタッフの果たすべき役割

2. 広報

ＴＦＩは、駐車場利用者に対し、以下の事項についてパンフレットや場内掲示等により広報を行う。

1）地震が発生した場合における対応

①震災情報の提供

②帰宅困難者心得 10 カ条・地震発生時の外出者の行動ルールの掲示：別添②

2）風水害による災害の発生が予想される場合における対応

①風水害情報の提供

②駐車場の位置を示した、ハザードマップの掲示：別添③

3）災害が発生した場合における対応

4）火災が発生した場合における対応

5）その他

①災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法の掲示：別添④

第９章　その他

より円滑な防災業務の推進を図るため、この計画の他に国土交通省防災業務計画（以下 URL 参照）を災害対策本部及び管理事務所へ備えるとともに、関東地方整備局横浜国道事務所が定める計画等に基づき協力するものとする。

（http://www.mlit.go.jp/saigai/bousaigyoumukeikaku.html）

別表１

災害対策本部の構成及び任務

横浜国道事務所

本部長（１名）
国：[redacted]
副本部長（１名）
TFI：[redacted]

・全体総括（本部長）
・本部長の補佐（副本部長）

情報班（２名）
国：[redacted]

・気象/河川情報等の収集及び伝達
・関係機関との調整

広報班（２名）
国：[redacted]

・広報（記者発表・ＨＰ）
・道路情報板掲載

情報共有
横浜地方気象台

・警報、雨量予測等の気象情報提供

情報共有
横浜市中土木事務所

・近隣市道の冠水状況等の情報提供

情報共有
横浜市下水道河川局

・近隣下水道の氾濫状況等の情報提供

情報共有
横浜市道路・交通局

・伊勢佐木長者町地下駐車場の情報提供

現地（羽衣・伊勢佐木地下駐車場）

現地対策班（２名）
TFI：TS[redacted]
国：[redacted]

・現地対応の総括・調整
・現地対応の副総括

警戒活動班（４名）
TFI：不二ビルサービス（２名）
国：維持業者（２名）

・止水板、土嚢の設置
・料金ゲートの操作、開閉
・排水ポンプ等の防災設備の稼働点検
・駐車場内のパトロール

避難誘導（案内放送）・広報班（２名）
TFI：日本管財（１名）、不二ビルサービス（１名）

・利用者の誘導（出庫含む）
・館内放送等の情報提供

※　TFI：TFI（株）・運営事業者
TS：タイムズサービス（株）・運営事業者協力会社
日本管財：日本管財（株）・運営事業者協力会社
不二ビルサービス：（株）不二ビルサービス・駐車場管理現地スタッフ

緊急連絡体制表（羽衣・伊勢佐木地下駐車場）　　（別表2）

TFI株式会社	
取締役	[redacted]
TEL	[redacted]
携帯	[redacted]

※時間外・休日は
携帯に連絡

タイムズ24株式会社	
横浜支店長	[redacted]
TEL	[redacted]
携帯	[redacted]

※時間外・休日は
携帯に連絡
（不通の場合は飛び越え報告）

TFI株式会社	
担当	[redacted]
TEL	[redacted]
携帯	[redacted]

※時間外・休日は
携帯に連絡
（不通の場合は飛び越え報告）

タイムズサービス株式会社	
東日本TPPS部	[redacted]
TEL	[redacted]
携帯	[redacted]

※時間外・休日は
携帯に連絡
（不通の場合は飛び越え報告）

現地責任者　日本管財株式会社	
神奈川支店	[redacted]
TEL	[redacted]
携帯	[redacted]

夜間・土日・祝日 日本管財株式会社　広域FMセンター	
TEL	[redacted]
（24時間体制）	

③必要に応じ最終報告

横浜国道事務所		
TEL（代表）	[redacted]	
担当課	交通対策課	
TEL	[redacted]	
平日（防災携帯）		
担当1	交通対策課	[redacted] [redacted]
担当2	交通対策課	[redacted] [redacted]

②状況等詳細
を確認し報告・
対策の相談等

①速報での
報告

タイムズコミュニケーション株式会社 （24時間コンタクトセンター）	
TEL	[redacted]

羽衣・伊勢佐木地下駐車場			
営業時間	24時間		
TEL	[redacted]	FAX	[redacted]
駐車場スタッフ	株式会社不二ビルサービス		[redacted]
携帯	[redacted]		

関係機関		
1	横浜市役所	[redacted]
2	伊勢佐木警察署	[redacted]
3	中消防署	[redacted]
4	横浜南労働基準監督署	[redacted]
5	市立みなと赤十字病院	[redacted]
6	NTT東日本	[redacted]
7	東京電力	[redacted]

NO	業務内容	会社名	担当者	連絡先	備考
1	管理業務	(株)不二ビルサービス	[redacted]	[redacted]	
2	清掃業務	(株)拓美	[redacted]	[redacted]	
3	電気工作物点検保守	(財)関東電気保安協会	[redacted]	[redacted]	
4	消防設備等点検保守	能美防災(株)	[redacted]	[redacted]	
5	昇降機点検保守	日本オーチス・エレベータ(株)	[redacted]	[redacted]	EV1基
6	機械式駐車装置点検保守	日本コンベヤ㈱	[redacted]	[redacted]	
7	中央監視装置保守	三菱電機(株)	[redacted]	[redacted]	
8	管制設備保守　　精算機関係	日信防災(株)	[redacted]	[redacted]	
9	空調、給・排気設備保守	(株)プロミティ	[redacted]	[redacted]	
10	衛生、給・排水設備保守	(株)プロミティ	[redacted]	[redacted]	

羽衣・伊勢佐木地下駐車場　　**避難経路図**

＜別添①＞

地下１階平面図

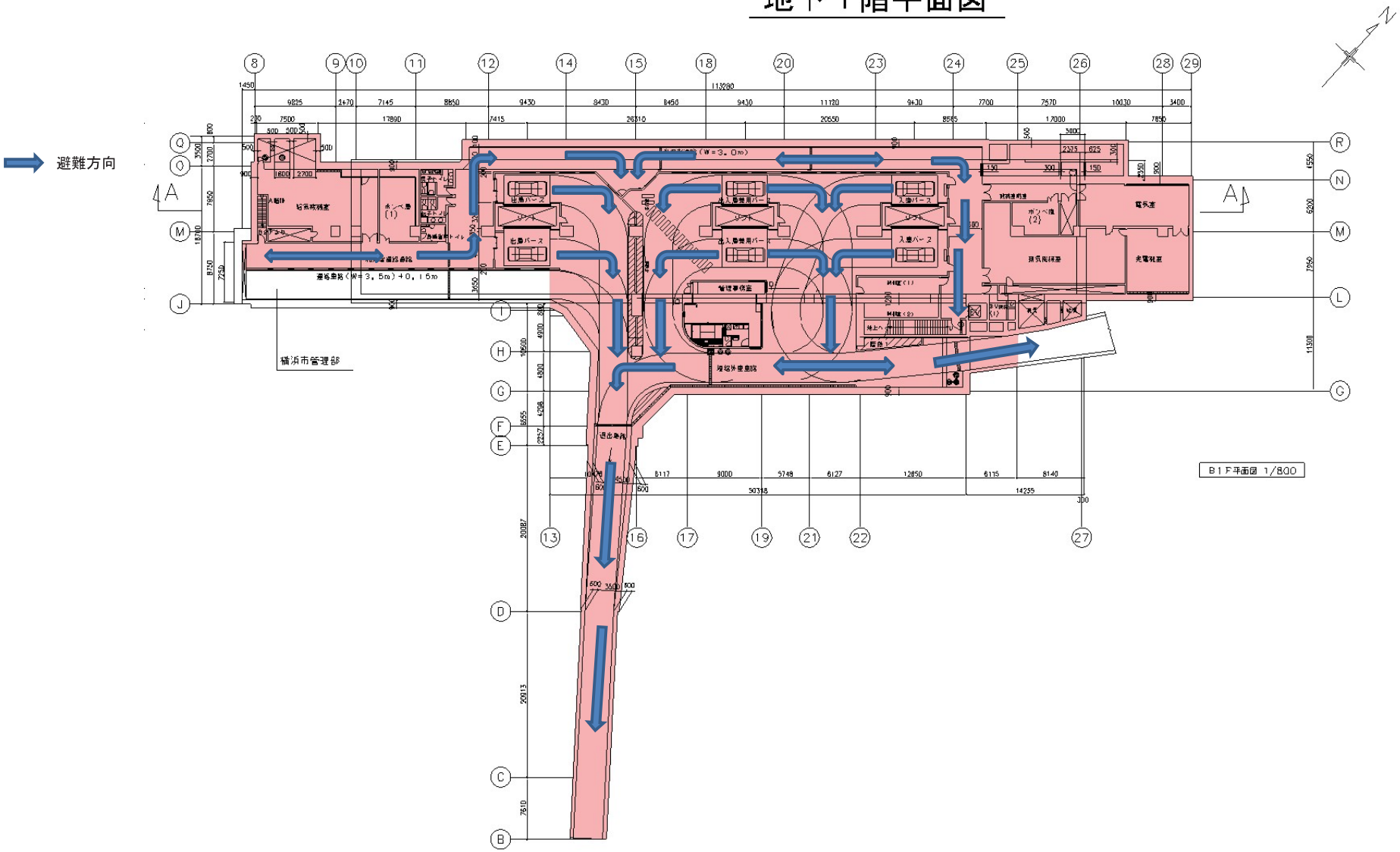

＜別添②＞

■帰宅困難者心得10か条

外出時に地震が来てもあわてないために

1. あわてず騒がず、状況確認
2. 携帯ラジオをポケットに
3. つくっておこう帰宅地図
4. ﾛｯｶｰ開けたらスニーカー（防災グッズ）
5. 机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
6. 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
7. 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
8. 歩いて帰る訓練を
9. 季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)
10. 声を掛け合い、助け合おう

地震発生時の外出者の行動ルール

1 むやみに移動を開始しない。

2 まず安否確認をする。
（災害用伝言ダイヤル１７１や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。）

3 正確な情報により冷静に行動する。
（公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機など）が安全なのか自ら判断する。）

4 帰宅できるまで外出者同士が助けあう。
（一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など）を優先して収容する。）

中区洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域（想定最大規模※）

大岡川水系河川：大岡川、中村川、堀川
帷子川水系河川：帷子川、石崎川

この洪水ハザードマップは、大岡川水系等の河川の氾濫が予想される場合や実際に氾濫した場合に、浸水が想定される区域の皆さんに速やかに避難していただくために作成したものです。

※想定最大規模とは
「想定し得る最大規模の降雨」による氾濫を前提として予測したものです。

横浜市水防災情報

横浜市内外の河川の水位やカメラ画像をリアルタイムで公開しています。
スマートフォンでは現在地機能で近くの河川情報を取得できます。

洪水浸水想定区域（想定最大規模）はどうやって決めたの？

こちらの面の洪水浸水想定区域※1の範囲やその深さは、想定し得る最大規模の降雨（24時間で332ミリ）を前提として、川の水があふれた場合や堤防が壊れた場合をシミュレーションにより予測したものです。
（一部、帷子川水系の想定し得る最大規模の降雨（24時間で390ミリ）も含まれます。）
［参考］横浜地方気象台では、平成26年10月5日に24時間で約307ミリの降雨を観測しています。※2

なお、この洪水浸水想定区域は、前提となる降雨を超えるような大雨、下水道等からの浸水、水路の氾濫等を考慮していません。したがって着色されていない区域でも浸水が発生する場合や、実際の浸水深と異なる場合があります。

※1　神奈川県ホームページ
（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f3747/p1039490.html）
※2　横浜地方気象台ホームページ
（https://www.jma-net.go.jp/yokohama/）

神奈川県ホームページ　横浜地方気象台ホームページ

● 想定条件 ●

大岡川水系：**24時間**で**332mm**の降雨
帷子川水系：**24時間**で**390mm**の降雨

凡　例（Explanatory Notes）

◎浸水深のめやす

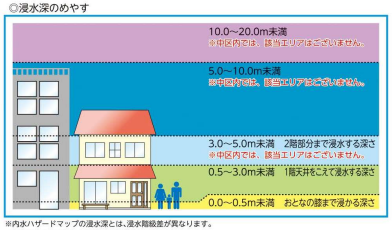

※内水ハザードマップの浸水深とは、浸水箇所差が異なります。

◎避難する際に注意する箇所

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	堤防決壊等に伴う氾濫流や河岸侵食により家屋が倒壊・流出するおそれがあり、屋内での避難ではなく、早期の立ち退き避難が必要な区域 ※家屋の構造、強度特性や医療対策等の違いにより、この区域の境界はあくまでも目安です。
アンダーパス	大雨時に雨水が急激に集中し、冠水して安全な通行に支障をきたすおそれがある場所 （進入すると危険なため、冠水時の通行は控えてください。）
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可基、建築物の構造規制等が行われます。

	都県界		高速道路・有料道路
	市区界		主要道路
	町丁目界	● ●	避難場所
	ＪＲ線・駅	雨 雨	雨量観測所
	私鉄線・駅		水位観測所
	市営地下鉄線・駅		河川監視カメラ

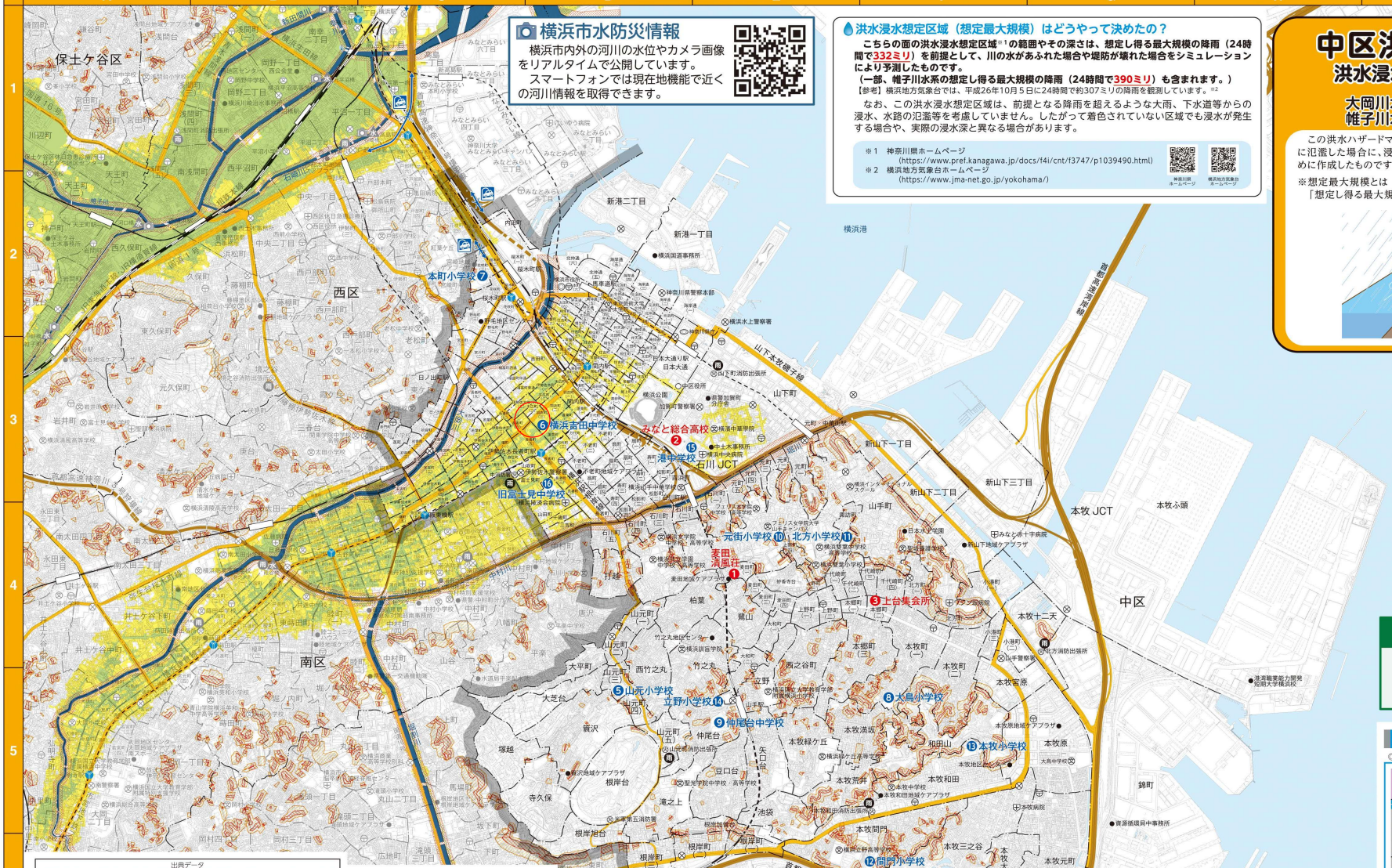

出典データ	
背景図	横浜市地形図複製承認番号 令３建都計第 9024 号 横浜市建築局都市計画基本図データ（地図レベル2500）により作成
河川	横浜市下水道河川局　河川図
浸水想定区域	大岡川水系浸水想定区域図
土砂災害警戒区域	横浜市建築局　土砂災害警戒区域（令和７年７月現在）
土砂災害特別警戒区域	横浜市建築局　土砂災害特別警戒区域（令和７年７月現在）

要配慮者利用施設等の確認はこちらから

洪水による被害が見込まれる場合の避難場所について

◇**下表の避難場所の中から災害規模や状況に応じて開設します。全ての避難場所を必ず開設するわけではありません。**また、状況によっては表に記載がない施設を避難場所として開設する可能性もありますので、**避難する際は、必ず市・区のホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所を御確認ください。**
◇2か所以上の避難場所へ避難できるよう、あらかじめ複数の経路を確認しておきましょう。
◇すでに浸水が始まっている場合などは無理に避難場所へ移動せず、浸水していない近くの高いところへ避難してください。

↑中区の防災情報ポータル　↑今区の避難場所はこちらからも確認できます

No.	避難場所	所在地	位置	No.	避難場所	所在地	位置
❶	麦田清風荘	麦田町１−26−１	Ｅ−４	⑨	仲尾台中学校	仲尾台23	Ｅ−５
❷	みなと総合高校	山下町231	Ｄ−３	⑩	元街小学校	山手町36	Ｅ−４
❸	上台集会所	本郷町２−50	Ｆ−４	⑪	北方小学校	踊場町29	Ｅ−４
❹	本牧南小学校	本牧元町44−１	Ｇ−６	⑫	間門小学校	本牧間門29−１	Ｆ−６
❺	山元小学校	山元町３−152	Ｄ−５	⑬	本牧小学校	本牧和田５−１	Ｆ−５
❻	横浜吉田中学校	羽衣町３−84	Ｄ−３	⑭	立野小学校	立野76	Ｅ−５
❼	本町小学校	花咲町３−86	Ｃ−２	⑮	港中学校	山下町241	Ｄ−３
❽	太鳥小学校	本牧町１−251	Ｆ−５	⑯	旧富士見中学校	山田町３−９	Ｄ−３

●優先して開設する避難場所

中区版

中区内水ハザードマップ
内水浸水想定区域（想定最大規模）

この内水ハザードマップは、下水道の能力を超える大雨に対して、浸水が想定される区域の皆さんに日頃からの備えや対策をとっていただくために作成したものです。

※河川周辺の浸水想定については、必ず洪水ハザードマップも併せてご覧ください。

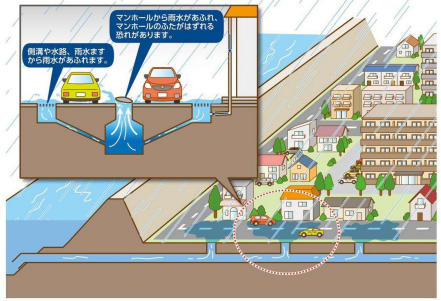

内水浸水想定区域（想定最大規模）はどうやって決めたの？

この内水浸水想定区域は、想定最大規模の降雨によって、下水道や水路、道路側溝などから水があふれる範囲や深さをシミュレーションしたものです。想定最大規模降雨とは、各地方において過去に観測された最大の降雨量を基本に設定することになっており横浜市では、1999年に関東地方で観測された時間降雨量153mmとしています。

なお、この内水浸水想定区域図は河川の堤防を越えて水があふれることも考慮してシミュレーションしていますが、堤防の決壊は想定していないため、洪水浸水想定区域と浸水深や浸水範囲が異なる場合があります。

必ず洪水ハザードマップも併せてご覧ください。

※内水氾濫の浸水想定区域図は、平成30年度末の河川や下水道施設等の整備状況および地盤の高さを反映して、横浜市下水道河川局下水道計画課が作成したものです。
雨の降り方によっては、浸水区域や浸水深がこの区域と異なることがあります。

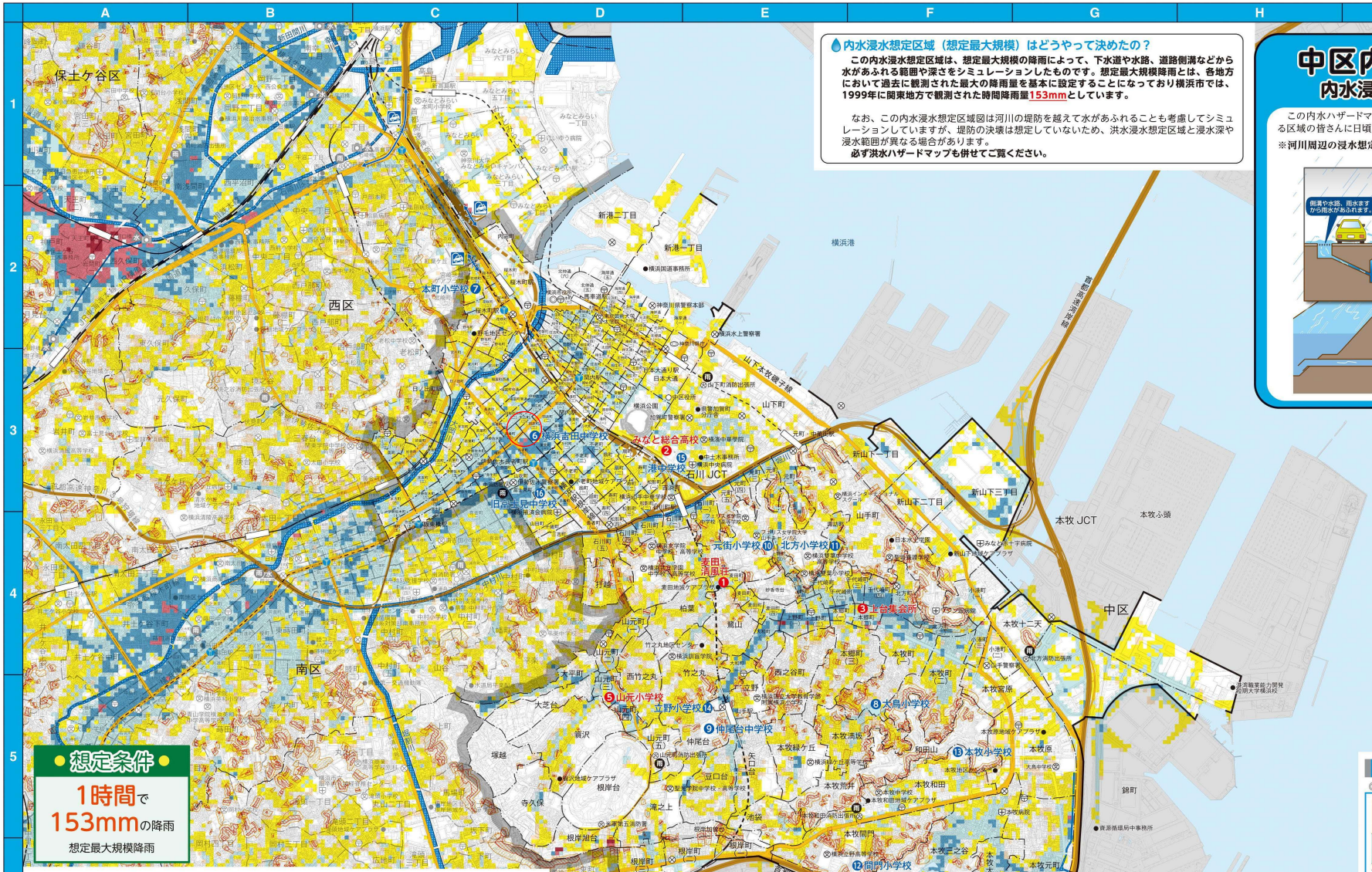

● 想定条件 ●

1時間で153mmの降雨

想定最大規模降雨

出典データ	
背景図	横浜市地形図複製承認番号 令３建都計第 9024 号 横浜市建築局都市計画基本図データ（地図レベル2500）により作成
内水浸水想定区域	下水道河川局　中区内水浸水想定区域（令和３年４月）
土砂災害警戒区域	横浜市建築局　土砂災害警戒区域（令和７年７月現在）
土砂災害特別警戒区域	横浜市建築局　土砂災害特別警戒区域（令和７年７月現在）

要配慮者利用施設等の確認はこちらから

内水による被害が見込まれる場合の避難場所について

◇**下表の避難場所の中から災害規模や状況に応じて開設します。全ての避難場所を必ず開設するわけではありません。**また、状況によっては表に記載がない施設を避難場所として開設する可能性もありますので、**避難する際は、必ず市・区のホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所を御確認ください。**

◇2か所以上の避難場所へ避難できるよう、あらかじめ複数の経路を確認しておきましょう。

◇すでに浸水が始まっている場合などは無理に避難場所へ移動せず、浸水していない近くの高いところへ避難してください。

↑市民の防災情報ポータル

↑今日の避難場所はこちらからも確認できます

No.	避難場所	所在地	位置	No.	避難場所	所在地	位置
❶	麦田清風荘	麦田町１−26−１	Ｅ−４	❾	伸尾台中学校	伸尾台23	Ｅ−５
❷	みなと総合高校	山下町231	Ｄ−３	❿	元街小学校	山手町36	Ｅ−４
❸	上台集会所	本郷町２−50	Ｆ−４	⓫	北方小学校	諏訪町29	Ｅ−４
❹	本牧南小学校	本牧元町44−１	Ｇ−６	⓬	間門小学校	本牧間門29−１	Ｆ−６
❺	山元小学校	山元町３−152	Ｄ−５	⓭	本牧小学校	本牧和田５−１	Ｆ−５
❻	横浜吉田中学校	羽衣町３−84	Ｄ−３	⓮	立野小学校	立野76	Ｅ−５
❼	本町小学校	花咲町３−86	Ｃ−２	⓯	港中学校	山下町241	Ｄ−３
❽	太鳥小学校	本牧町１−251	Ｆ−５	⓰	旧富士見中学校	山田町３−９	Ｄ−３

●優先して開設する避難場所

凡　例　(Explanatory Notes)

◎浸水深のめやす

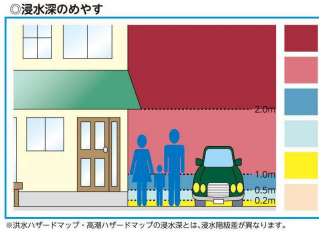

※洪水ハザードマップ・高潮ハザードマップの浸水深とは、浸水開始差が異なります。

◎避難する際に注意する箇所

アンダーパス	大雨時に雨水が急激に集中し、冠水して安全な通行に支障をきたすおそれがある場所。（進入すると危険なため、冠水時の通行は控えてください。）
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

	都県界		高速道路・有料道路
	市区界		主要道路
	町丁目界	● ●	避難場所
	ＪＲ線・駅	雨 雨	雨量観測所
	私鉄線・駅	△	水位観測所
	市営地下鉄線・駅		河川監視カメラ
	河川		下水道事業計画区域※

※臨海部の灰色で着色した区域については下水道事業計画区域外のため、内水浸水想定区域の対象外になります。

中区版

中区高潮ハザードマップ
高潮浸水想定区域（想定最大規模※）

この高潮ハザードマップは、高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域の皆さんに速やかに避難していただくために作成したものです。

※想定最大規模とは
「想定し得る最大規模の高潮」による氾濫を前提として予測したものです。

高潮による被害が見込まれる場合の避難場所について

◇**下表の避難場所の中から災害規模や状況に応じて開設します。全ての避難場所を必ず開設するわけではありません。**また、状況によっては表に記載がない施設を避難場所として開設する可能性もありますので、**避難する際は、必ず市・区のホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所を御確認ください。**

◇2か所以上の避難場所へ避難できるよう、あらかじめ複数の経路を確認しておきましょう。

◇すでに浸水が始まっている場合などは無理に避難場所へ移動せず、浸水していない近くの高いところへ避難してください。

↑市防災情報ポータル

↑中区の避難場所は こちらからも確認できます

No.	避難場所	所在地	位置	No.	避難場所	所在地	位置
❶	麦田清風荘	麦田町１−26−１	C−４	❾	仲尾台中学校	仲尾台 23	C−５
❷	みなと総合高校	山下町 231	C−３	❿	元街小学校	山手町 36	C−４
❸	上台集会所	本郷町２−50	D−４	⓫	北方小学校	諏訪町 29	D−４
❹	本牧南小学校	本牧元町 44−１	E−６	⓬	間門小学校	本牧間門 29−１	D−６
❺	山元小学校	山元町３−152	B−５	⓭	本牧小学校	本牧和田５−１	E−５
❻	横浜吉田中学校	羽衣町３−84	B−３	⓮	立野小学校	立野 76	C−５
❼	本町小学校	花咲町３−86	B−２	⓯	港中学校	山下町 241	C−３
❽	大鳥小学校	本牧町１−251	D−５	⓰	旧富士見中学校	山田町３−９	B−４

●優先して開設する避難場所

要配慮者利用施設等の確認はこちらから

出典データ	
背景図	横浜市地形図複製承認番号 令３建都計第 9024 号 横浜市建築局都市計画基本図データ（地図レベル2500）により作成
河川	横浜市下水道河川局　河川図
浸水想定区域	神奈川県　高潮浸水想定区域図（令和６年２月指定）
土砂災害警戒区域	横浜市建築局　土砂災害警戒区域（令和７年７月現在）
土砂災害特別警戒区域	横浜市建築局　土砂災害特別警戒区域（令和７年７月現在）

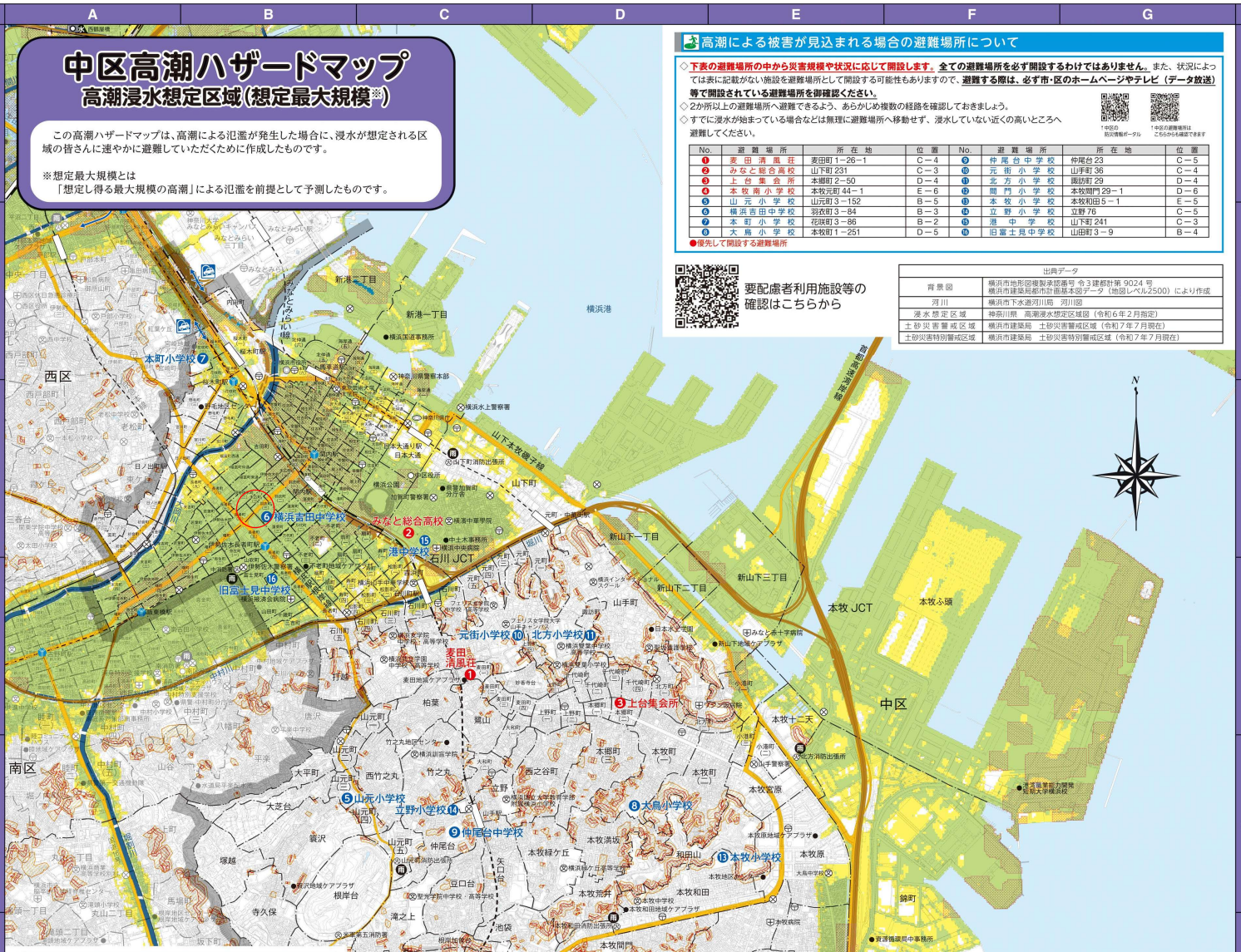

凡　例（Explanatory Notes）

◎浸水深のめやす

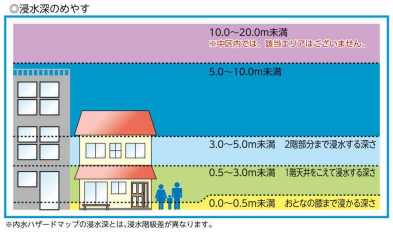

※内水ハザードマップの浸水深とは、浸水階級差が異なります。

◎避難する際に注意する箇所

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	堤防決壊等に伴う氾濫流や河岸侵食により家屋が倒壊・流出するおそれがあり、屋内での避難ではなく、早期の立ち退き避難が必要な区域 ※家屋の構造、強度特性や護岸対策等の違いにより、この区域の境界はあくまでも目安です。
アンダーパス	大雨時に雨水が急激に集中し、冠水して安全な通行に支障をきたすおそれがある場所 （進入すると危険なため、冠水箇の通行は控えてください。）
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

都県界		高速道路・有料道路	
市区界		主要道路	
町丁目界		避難場所	
ＪＲ線・駅		雨量観測所	
私鉄線・駅			
市営地下鉄線・駅			

高潮浸水想定区域（想定最大規模）はどうやって決めたの？

この高潮浸水想定区域※の範囲や深さは、国内観測史上、最も大きな台風が、沿岸に最悪の被害を与える経路で襲来した場合をシミュレーションにより予測したものです。

【想定する台風】
・中心気圧：910hPa（室戸台風級）　・暴風半径：20,30,40,75km（伊勢湾台風級）
・移動速度：20,30,40,50,53,60,73km/h（伊勢湾台風級）

なお、この高潮浸水想定区域は、下水道等からの浸水、水路の氾濫等を考慮してません。
したがって着色されていない区域でも浸水が発生する場合や、実際の浸水深と異なる場合があります。

※神奈川県ホームページ
（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/takashio/tokyo-bay.html）

中区版

3 高潮の発生について

高潮とは

高潮とは、台風や発達した低気圧に伴って、海岸で海面が異常に高くなる現象です。

高潮が発生すると海水が堤防を越えてしまったり、台風によって発生した高い波は越波するようになり、背後地が浸水する可能性が高くなり、とても危険です。

① 砂浜や堤防によって、普段は安全です。

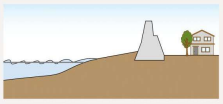

② 高潮が発生すると海面が上昇し、越波や背後地への浸水が起こりやすくなります。

③ 高潮の規模が極めて大きい場合には、堤防が壊れて背後地に多大な被害が発生する可能性が高くなります。

高潮の主な発生原因

① 気圧低下による海面の吸い上げ

台風や低気圧の中心気圧は周辺より低いため、周囲の空気は海面をおしつけ、中心付近の空気が海面を吸い上げるように作用する結果、海面が上昇します。

気圧が１ヘクトパスカル（ｈPa）低くなると、海面は約１センチメートル上昇します。

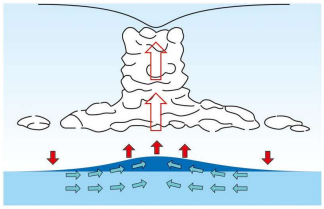

図−1　吸い上げ効果

国土交通省「高潮発生のメカニズム」を元に作成
（https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kaigan/kaigandukuri/takashio/1mecha/01-2.html）

② 風による吹き寄せ効果

台風に伴う強い風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は海岸に吹き寄せられ、海岸付近の海面が異常に上昇します。

水深が浅いほど、風の吹き寄せ作用がよく働き、高潮が発達しやすくなります。

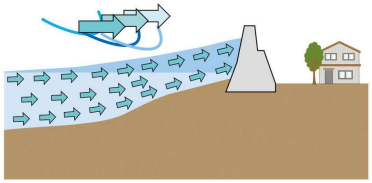

図−2　吹き寄せ効果

国土交通省「高潮発生のメカニズム」を元に作成
（https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kaigan/kaigandukuri/takashio/1mecha/01-2.html）

想定条件　中心気圧 910hPa、暴風半径 20,30,40,75km、移動速度 20,30,40,50,53,60,73km/hの台風

避難対象区域図

※この図に示す浸水予測区域等は、シミュレーション結果によるものです。実際の津波発生時には、この図に示す浸水よりも、広い範囲が浸水したり、浸水深が大きくなる場合があります。

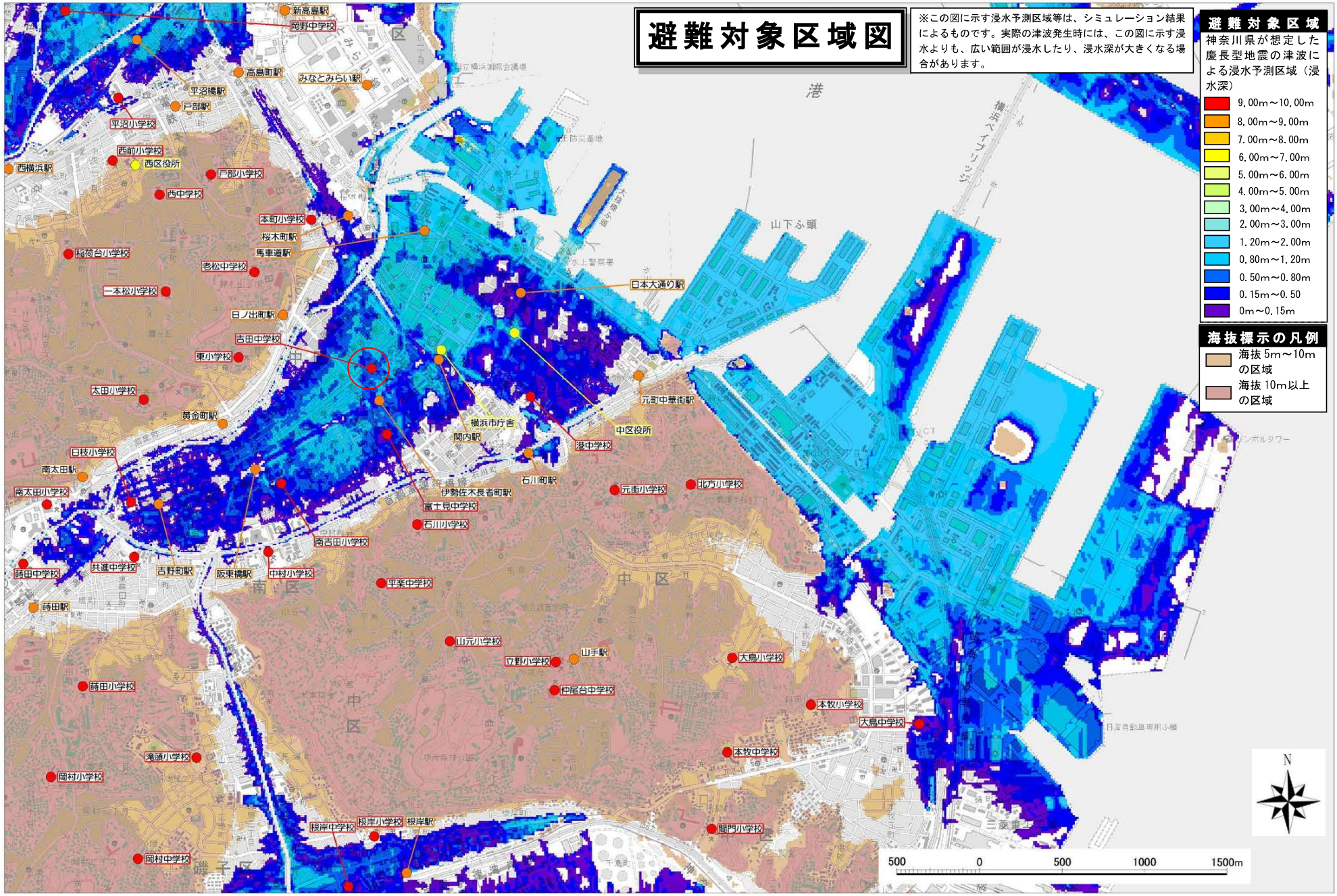

【災害用伝言ダイヤル（１７１）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生		
①	１７１をダイヤル	1 7 1				通話料は発生しません
②	録音または再生を選ぶ。	［ガイダンス］こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「１」、再生される方は「２」、暗証番号を利用する録音は「３」、暗証番号を利用する再生は「４」をダイヤルしてください。				
		（暗証番号なし）	（暗証番号あり）	（暗証番号なし）	（暗証番号あり）	
		1	3 ［ガイダンス］４桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 X X X X	2	4 ［ガイダンス］４桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 X X X X	
③	被災地の方の電話番号を入力する。	［ガイダンス］被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。				
		0 X X　X X X　X X X X				
伝言ダイヤルセンタに接続します。※1						
④	メッセージの録音 メッセージの再生	［ガイダンス］電話番号0XXXXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「１」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。				通話料が発生します ※2
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	
		（ガイダンスが流れるまでお待ちください）	1 #	（ガイダンスが流れるまでお待ちください）	1 #	
		［ガイダンス］伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	［ガイダンス］伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の９の後シャープを押して下さい。	［ガイダンス］新しい伝言からお伝えします。	［ガイダンス］新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の８の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の９の後シャープを押して下さい。	
		伝言の録音		伝言の再生		
		（ガイダンスが流れるまでお待ちください）	録音終了後 9 # ［ガイダンス］伝言を繰返します。訂正される時は数字の８の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	［ガイダンス］お伝えする伝言は以上です。	［ガイダンス］お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の３の後、シャープを押して下さい。 （ガイダンスが流れるまでお待ちください）	
		［ガイダンス］伝言をお預かりしました。			［ガイダンス］お伝えする伝言は以上です	
⑤	終了	自動で終話します。				

※1センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、
「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

覚えてください、災害時の声の伝言板　災害用伝言ダイヤル（171）